

**令和6年度は、  
主だったものの事業を実施します!!**  
その他の事業などについては、4・5面で紹介しています。

**4か年  
事業**

**松田小学校整備事業(木の学校づくり)**  
予算額 20億6623万円

国が推進する木の学校づくり先導事業を活用し、松田小学校校舎は令和2年10月から建設工事が始まりました。令和4年1月の校舎完成を目指し、令和2年度に引き続き校舎建設費用と令和3年度から開始される旧校舎の解体工事と外構(グラウンド)整備工事などの費用を計上しました。

また、建設委員会でのご意見を踏まえ検討した結果、災害時の非常用電源の確保として屋根に約50kwの太陽光パネルを設置します。



**高齢者福祉・医療事業**

予算額 1億7012万円

後期高齢者医療に要する経費や高齢者の方の生活の支援と、ご家族の安心のための事業として日常生活用具の給付や、福祉有償サービス事業補助、緊急通報装置の貸与や見守りシステムの設置、町の発展に尽力された高齢者の皆さまに感謝の意を表す敬老会などを実施します。

また、コロナ禍における、高齢者の自主的なクラブ活動参加を促し、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりに繋げていくためシニアクラブ松田の活動を支援します。

**新型コロナウイルス感染症総合対策事業**  
予算額 1億3396万円

最優先課題である新型コロナウイルス感染症から住民生活や地域経済を守っていくため、ワクチン接種に要する経費や感染者支援金・家庭内感染防止対策助成金その他、子育て世帯への支援として産後ケア応援助成金、町立小・中学校に就学している児童・生徒に対し、半年間の給食費を全額補助する給食費保護者負担金特別軽減措置補助金などの新規事業を計上しています。

また、経済対策としてタクシー事業者経営継続支援給付金や、商店と町民生活の支援となる商工振興商品券発行事業補助金など、包括的な感染症対策を実施します。

**新松田駅周辺整備推進事業**  
予算額 4910万円

当該事業について知識や理解を深めていただく地権者勉強会などを開催するためのコーディネート委託費用や新松田駅周辺整備基金積立金(3000万円)を計上しています。なお、鉄道事業者と検討した新松田駅の南北自由通路などの概略設計に基づき、北口駅前広場の詳細設計を3か年の継続事業(債務負担行為)として計上していましたが、町議会により修正削除されたため、事業停止となりました。

**定住少子化対策支援事業**  
予算額 1236万円

移住・定住希望者への積極的な情報提供、住宅取得に対する補助や新婚世帯の新生活に対する助成、民間の空き家・空き室解消に向けた若年世帯・子育て世帯の入居支援および民間の空き家・空き地の有効活用に向けた誘導策を展開し、人口増加(社会増)を目指します。

**《挑戦! まつだマイスター検定》**

松田町を東西に走る御殿場線は、東海道線本線として誕生し、現在の御殿場線となりました。(答えは4面) ※令和3年3月号の問題と答えに誤りがありましたので、再度掲載しています

御殿場線という名前に何年に改称されたでしょうか。  
①明治5年 ②明治20年 ③大正10年 ④昭和9年

**令和2年度 松田町一般会計補正予算の主な内容**

**一般会計補正予算(第13号)**

既定の歳入歳出予算から2億4,461万円を減額  
令和3年3月5日議決

<b>歳入</b>	町税(法人住民税)	△736万円
(主なもの)	使用料	△2,190万円
	民生費国庫補助金	△1,497万円
	土木費国庫補助金	△4,185万円
	町債(道路新設改良整備事業)	△680万円
	町債(新松田駅南口駅前広場整備事業)	△1億1,200万円
	町債(防災行政無線デジタル化事業)	△2,740万円
	町債(減収補てん債)	4,500万円

**令和2年度一般会計予算総括表**

補正前の予算額	補正額	補正(第13号)後の予算額
69億4,021万円	△2億4,461万円	66億9,561万円

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります

<b>歳出</b>	保育所運営事業	△2,500万円
(主なもの)	道路新設改良整備事業	△1,520万円
	新松田駅南口駅前広場整備事業	△1億5,519万円
	防災無線管理事業	△2,859万円
	公債費(利子)	△400万円
	財政調整基金積立金	4,500万円

※財政調整基金 令和3年3月末現在高見込額 7億4,068万円

**各種交通協定期券については令和3年度も継続します**



町民の皆さまが町内を運行する富士急湘南バス区間で利用できる通学定期助成事業、まちなりバス65およびまちなり福祉パスについては令和3年度も継続して実施します。

定期購入額に対する負担割合については、新型コロナウイルスの事業者への影響に鑑み、従前の町、事業者、町民で3分の1ずつを負担する形から、事業者の負担をなくし、町が

3分の2を負担する形に変更となります。今回の措置は、コロナ禍で町民の皆さまの生活も制限される中、町民の負担を増やさないためのものです。

移動が制限されている状況下ではありますが、地域の足を残すためにも、皆さまも制度を活用いただきバスをご利用ください。